

「自分とマチを彩る若者会議」に係る企画・運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

第1 業務の概要

1. 業務名

「自分とマチを彩る若者会議」に係る企画・運営業務委託

2. 業務の目的

令和6年3月に策定した大分市若者活躍推進プランでは、「若者が持つ活力の循環を社会に生み出すとともに、新たな世代にもその活力が循環するまちの実現」を基本方針とし、若者が自らの意思で社会に参画できる環境づくりに取り組んでいる。

本業務は、若者が多世代や多様なコミュニティとつながる中で、様々なチャレンジに向かって踏み出すための一歩を支援するため、活力ある若者が集まる「自分とマチを彩る若者会議（以下「若者会議」と言う。）」を設置し、若者会議において、若者の声を効果的に引き出し、その実現に向けた行動の支援をすることで、若者にまちづくりに参画してもらう仕組みを構築することを目的とする。

3. 業務内容

別紙「自分とマチを彩る若者会議」に係る企画・運営業務委託仕様書のとおり

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による受託候補者との随意契約

5. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では本業務の目的を達成できないと判断できることから、公募型プロポーザル方式により、企画内容や業務体制、実績等を総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定するため。

6. 提案上限額

3,700,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

第2 プロポーザルに係る事項

1. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲

げる暴力団およびこれらの利益となる行動を行っていない者。

- (5) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年大分市告示第 533 号）若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号）に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (6) 市税を完納していること。

2. 審査方法

次に掲げる方法により審査する

- (1) 参加表明をした者の中から参加資格を確認した上で、あらかじめ定められた審査基準および審査方法により、提出された企画提案書を評価する。
- (2) プロポーザル選定委員会において、選考委員が提案者による企画内容、考え方の説明（プレゼンテーション・ヒアリング）を受けて評価を行う。採点した合計得点を集計した結果、最高得点者を最良の提案をした者（以下「受託候補者」という。）として選定する。
- (3) 最高得点が複数となった場合は、選定委員会の委員による決選投票により順位を決定し、この場合において同順位の場合は、委員長が最終決定を行う。
- (4) 1 者のプレゼンテーションの持ち時間は 20 分以内とする。また、ヒアリング（質疑応答）は 10 分以内とする。
- (5) 受託候補者が辞退した場合、もしくは受託候補者との協議が不調に終わった場合は、次の順位の提案者を受託候補者に選定する。
- (6) 提案辞退等により選定対象業者が 1 者のみとなった場合であっても、プレゼンテーション・ヒアリングは実施する。
- (7) 契約候補者として選定される者は、委員全員の評価点の合計が、満点の 6 割以上の者とする。
- (8) プレゼンテーション・ヒアリングの順番は、提案書の受け付け順とする。
- (9) プロポーザル選定委員会は非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受付けない。
- (10) プレゼンテーション会場に入室できるのは 3 名以内とし、説明は、原則として提案書の実施体制に記載されている担当予定者の内、主たる担当者が行うこととする。
- (11) 提案内容は、次の評価基準に基づき採点する。

評価基準	配点（委員一人当たり）
1. 業務の理解度	10 点
2. 提案内容の的確性・実現性・独創性	50 点
3. 業務体制・スケジュール	20 点
4. 実績	10 点
5. 事業費	10 点
合計	100 点

3. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に違反した場合
- (4) 公正さを欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (5) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出

されなかった場合

- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (8) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (9) その他、選定委員会が不適當と認めるとき

第3 プロポーザルの手続き及びスケジュール

プロポーザルの参加手続きは、以下のとおりとする。

1. 実施要領及び委託仕様書に関する質問受付

- (1) 受付期間 令和7年4月11日（金）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出場所 「第7 担当事務局」に同じ
- (3) 受付方法 質問書（様式第1号）に質問事項を記載し、電子メールにて提出する。その後、担当事務局まで送信した旨の電話連絡をすること。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年4月18日（金）を目途に、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市のホームページ上で行う。
掲載場所：ホーム＞くらし・手続き＞市民参加・ボランティア＞市民参加・参画・協働＞市民協働のまちづくり＞地域コミュニティの再生

2. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年4月25日（金）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出場所 「第7 担当事務局」に同じ
- (3) 提出方法 直接持参（ただし、土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）
または郵送（書留郵送に限る）
- (4) 提出書類及び部数 ア. 参加表明書（様式第2号） 正本1部
イ. 申請者概要（様式第3号） 正本1部
＜パンフレット等あれば併せて添付すること＞
ウ. 会社の規模及び財務状況がわかるもの（任意様式） 正本1部
エ. 市税完納証明書（発行後3か月を超えないもの） 正本1部
オ. 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号） 正本1部
※参加申込書提出日において、大分市競争入札参加資格を有している者は、ウ～オは提出不要。
- (5) 提出期限までに上記（4）を提出しない者または参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。
- (6) 参加資格の審査結果は、参加資格の有無にかかわらず、令和7年5月2日（金）を目途に全表明者に書面で通知する。あわせて、提案者の資格を満たす者に対して提案書等の提出を依頼する。
※ただし、通知後、参加資格がないことが認められた場合は、当該プロポーザルに参加することおよび契約締結することができない。

3. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出場所 「第7 担当事務局」に同じ

- (3) 提出方法 直接持参（ただし、土日祝日を除く、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
または郵送（書留郵送に限る）
- (4) 提出書類及び部数
- ①企画提案書（様式第 5 号および添付書類） 正本 1 部 副本 7 部
 - ②見積内訳書 正本 1 部 副本 7 部
- (5) 留意事項
- 次に掲げる留意事項を遵守し、企画提案書等一式を作成すること。
- ①提出書類は、A 4 版縦の左綴じ 2 穴ファイル綴で横書きとする。書類の作成上、A 3 版を利用した方が確認しやすい場合は、A 3 版の利用は可。
 - ②日本語を用いること。また、できる限り専門的知識のない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。
 - ③基本的に定量的に把握可能なものについては、可能な限りその数量を明記し、それが困難なものについては、文書で簡潔に記載すること。
 - ④本市の依頼または合意があった場合を除き、提出後の追加、修正、削除等の差替え及び再提出はできない。
 - ⑤提出された書類等は返却しない。
- (6) 企画提案書の添付書類に記載する内容について
- 企画提案書の添付書類は、次に掲げる項目ごとに記載すること。
- ①当該業務の基本方針（当該事業を実施するにあたっての特色や優位性等あれば併せて記載）
 - ②会議運営の企画（タイムテーブル、構成内容などが分かるもの）
 - ③当日の運営スタッフ（業務内容と人数をそれぞれ明記すること）
 - ④情報発信計画
 - ⑤ワークショップ進行以外の支援（ホームワークやフィールドワーク等）
 - ⑥当該業務全体の実施スケジュール（契約締結から業務終了まで）
 - ⑦当該業務全体の組織体制

4. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施月日 令和 7 年 5 月 23 日（金）
- (2) 実施場所 大分市役所 会議室
- (3) 実施方法 1 者あたり持ち時間を 30 分（内発表 20 分、質疑応答 10 分）
※詳細な時間・場所等については別途通知
※プロジェクターおよびスクリーンについては、市が用意することとする。

5. 選考結果の通知

- (1) 通知予定日 令和 7 年 5 月 30 日（予定）
- (2) 通知方法 郵送にて全参加者へ通知
併せて大分市ホームページにおいて、受託候補者名を公表

6. 契約の締結

契約締結の時期 令和 7 年 6 月上旬（予定）

第 4 契約に関する事項

1. 業務内容の詳細

業務内容の詳細については企画提案書等の内容を基本として、市と受託候補者が協議して決定する。

2. 見積書の提出

プロポーザル選定委員会で選定された受託候補者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1. 関係法令の遵守

受託者は、業務委託の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

2. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

3. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律等に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、この事業で知り得た情報等をもとに、参加者に対し特定の団体等に加入させたり勧誘させたりするようなことは、事業中、事業後を問わず、一切行わないこと。

なお、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、市に報告書を提出するものとする。

4. 守秘義務

受託者は、業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。

第6 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 1者1案とし複数提案を禁止する。
- (3) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (5) 提案書等に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型となるものであるが、全ての事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、市と受託者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更または削除を行うことがある。
- (6) 本募集内容に定めるもののほか、必要事項については市が定める。

第7 担当事務局

- (1) 名 称 大分市市民部市民協働推進課 市民協働推進担当班（担当：安達^{あんだち}、甲斐）
- (2) 所在地 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
- (3) 連絡先 TEL：097-537-7251 FAX:097-536-4605
E-mail：siminkyodo3@city.oita.oita.jp

第8 受託者選定までのスケジュール

	項 目	期間等	備 考
1	公告	令和 7 年 4 月上旬	
2	質問書の提出期限	令和 7 年 4 月 11 日（金） 午後 5 時 15 分まで	質問書に記載し、担当事務局まで電子メールにて送信する
3	質問書に対する回答	令和 7 年 4 月 18 日（金）	予定
4	参加表明書の提出期限	令和 7 年 4 月 25 日（金） 午後 5 時 15 分まで	直接持参または郵送（必着）
5	参加資格確認結果の通知	令和 7 年 5 月 2 日（金）	予定
6	企画提案書等の提出期限	令和 7 年 5 月 16 日（金） 午後 5 時 15 分まで	直接持参または郵送（必着）
7	プレゼンテーション・ヒアリングの実施・審査	令和 7 年 5 月 23 日（金）	予定 場所：大分市役所 会議室
8	選定結果の通知	令和 7 年 5 月 30 日	予定
9	本契約締結	令和 7 年 6 月上旬	予定